独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	丸全昭和運輸株式会社	コード	9068
提出日	2026/6/10	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて社外取締役の選任議案が付議されるため。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	内藤　彰信	社外取締役	○									△						有
2	桑野　和泉	社外取締役	○													○		有
3	川口　恵都子	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	内藤彰信氏は、三菱商事株式会社の出身者で、同社の関連会社であった国際埠頭株式会社（現在は当社連結子会社）の社長を務めておりました。なお、当社は、三菱商事株式会社との取引が存在しますが、その金額は軽微であり、同社から受注している当社の業務は同業他社でも対応が可能です。	内藤彰信氏はその豊富な経験と幅広い知見に基づき、独立した立場から業務執行を監督していただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言を頂けるものと判断し選任しております。また、同氏と当社間には特別な利害関係は無く、「上場管理等に関するガイドライン」等に示された一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の要素に照らし、何れも該当する事項が無いことから、同氏を独立役員として指定いたしました。
2		桑野和泉氏は、他社での長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただくため、選任しております。また、同氏と当社間には特別な利害関係は無く、「上場管理等に関するガイドライン」等に示された一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の要素に照らし、何れも該当する事項が無いことから、同氏を独立役員として指定いたしました。
3		川口恵都子氏は、公認会計士としての活動により深い専門知識と経験を有しており、その知見を活かし、当社の経営に対する監督機能を発揮していただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されることから、選任しております。また、同氏と当社間には特別な利害関係は無く、「上場管理等に関するガイドライン」等に示された一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の要素に照らし、何れも該当する事項が無いことから、同氏を独立役員として指定いたしました。
4		
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。